

## 集会施設整備事業補助金提出書類一覧

### <新築・増改築・改修に共通>

- ◆申請時
  - 1. 集会施設整備事業補助金交付申請書
  - 2. 付近案内図
  - 3. 建物配置図
  - 4. 建物平面図
  - 5. 見積書の写し（工事費内訳があるもの）  
※見積書は工事契約書（請書）と同額となるものを提出してください。
  - 6. 工事前現場写真（カラー写真で印刷したもの）
  
- ◆交付決定通知後
  - 1. 工事契約書の写し（契約金額が130万円以下の場合は請書の写しで可）
  
- ◆工事完了後
  - 1. 事業完了届
  - 2. 請求書
  - 3. 支払金口座振替依頼書
  - 4. 口座番号、口座名義がわかるもの（通帳の見開き1ページ目の写し等）
  - 5. 領収証の写し  
※ 補助金振込み後に工事代金を支払われる場合は、領収書の写しの提出は後日でもかまいません。
  - 6. 工事後現場写真（カラー写真で印刷したもの）

### <新築・増改築の場合>

- ◆申請時
  - 1. 確認済証（建築物）の写し
  - 2. 土地登記簿謄本（建設地が町会等の名義の場合。ただし、新築の場合に限る。）
  - 3. 借地の場合は、建設地を10年以上使用できる旨を証する書類（地主の承諾書等）
  
- ◆工事完了後
  - 1. 検査済証（建築物）の写し

<土地購入の場合> 添付書類は別途ご案内します

### <浄化槽設置の場合>

- ◆申請時
  - 1. 放流許可書の写し、またはこれに代わるもの

※1 補助金額は補助対象工事費（含む消費税）の2分の1（千円未満切捨て）ですが、限度があります（新築の場合は対象世帯数に応じて3,816千円～11,880千円、増改築の場合は2,880千円、改修の場合は2,000千円）。

2 補助金を交付できない場合もありますので、業者と契約する前に必ずご相談ください。

八王子市市民活動推進部協働推進課 町会担当 TEL 042-620-7401
----------------------------------------------

（裏面の「補助金交付事務の流れ」をご参照ください）

## 補助金交付事務の流れ

- 1 事前相談（町会等⇒市）及び説明（市⇒町会等）
- 2 対象施設事前調査・申請書等送付（市⇒町会等）
- 3 補助金交付申請書等（裏面提出書類一覧参照）の提出（町会等⇒市）
- 4 補助金交付決定通知の送付（市⇒町会等）
- 5 工事契約（請負契約）の締結（町会等 ⇄ 業者）  
工事契約書の写し又は請書写しの提出（町会等⇒市）

◆工事着工



◆工事完了

- 6 事業完了届等の提出（裏面提出書類一覧参照）（町会等⇒市）
- 7 補助金の振込（市⇒町会等）  
※事業完了届等の提出後、概ね3週間くらいかかります。
- 8 （6で、領収証を提出しなかった場合）領収証の提出（町会等⇒市）